

子育て世帯生活支援特別給付金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

※**子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)を受給済みの方は対象外です。**

▶支給対象者

- ① 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者かつ令和3年度の住民税が非課税である方(申請は必要ありません。対象者には7月末までに通知書を郵送します)
- ② ①に該当し、令和3年1月1日以降に町に転入した方(申請が必要です)
- ③ 令和3年3月31日時点で18歳未満の児童(障害児の場合20歳未満。令和3年4月から令和4年2月までに生まれる新生児も対象)を養育し、令和3年度の住民税が非課税または家計が急変するなど収入が住民税非課税の方と同じ水準と認められる方(申請が必要です)

▶**支給額** 児童一人当たり一律5万円

▶**申請期限** 令和4年2月28日(月)

申請には以下の書類が必要です。(該当すると思われる方は事前にお問い合わせください)

- ・本人確認書類の写し(運転免許証等) ・受取口座を確認できる書類の写し(通帳またはキャッシュカード)
 - ・申請者と対象児童との関係性を確認できる書類(戸籍謄本、住民票の写し等)
 - ・所得課税証明書(令和3年1月1日以降に転入してきた方のみ)
- ※家計の急変などが該当する方は以下の書類も必要となります。
- ・給与明細、年金振込通知書等収入額が分かる書類



■お問い合わせ先 福祉課町民福祉班 (TEL29-3925)

農業新技術導入 支援事業のお知らせ

農作業の効率化や大規模経営化、収益性が高い品目への取組みを目的とした新技術の導入を支援します。

令和3年度は、冬期間に啓翁桜の生産を行っている方の生産性向上を目的としたバッテリー式電動ばさみの導入費用を補助します。

●補助対象機器

▶啓翁桜用バッテリー式電動ばさみ

(※機械の選定に当たってはJA等から指導を受けてください。)

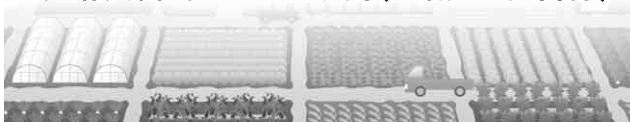
●補助対象者

▶町内に住所を有する方

▶啓翁桜を生産し出荷している方

●補助率

▶購入費用の1/2以内(1機/1経営体)



■お問い合わせ先
観光産業課農林班 (TEL29-3912)

新型コロナウイルス感染症の影響により 国民年金保険料の 納付が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により所得に相当の減少があった方は、国民年金保険料の納付の免除を申請することができます。

●申請要件

次の①、②のいずれも満たす方

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の収入が減少している場合
- ② 令和2年2月以降の所得状況から、免除基準相当になることが見込まれる場合

※要件の詳細についてはお問い合わせください。

●免除対象

令和3年7月分から令和4年6月分までの国民年金保険料

申請手続きに関しては、**日本年金機構のホームページ**(<https://www.nenkin.go.jp>)をご覧ください。

■お問い合わせ先
町民課町民生活班 (TEL29-3906)
鷹巣年金事務所 (TEL0186-62-1490)